一、本月廿四日解雇ヲ通知シタルモ広島刑務所ニ対シテハ
無条件ニテ解雇撤回
二、疾病者ハ労災ニ依ル物解ナルコトヲ経営関係ヲ認メサル者
疾病ニ限リ事業主ニ於テ治療費金額負担スルコト
三、労働時間ハ実力主義ニ事業ノ性質上止ムヲ得ザル分ヲ除キ
十時間位ニ短縮スルコト
四、賃金男女差別ニ付キ実施セザルモ一般給料ハ事業主ニ於テ
ノ適当ニ交附スルコト
五、争議中出費十名ハ無条件復職
六、争議中ノ費用百円ヲ支給ス

⑩大阪版掲載記事（八、一八、八、二四）
記事他、外本件報大阪版

労働者　二一名
内女　一八名
全同組合員
東京ニ於テ交渉中ニ指揮他組合大会ヲ開キ支援者カ加ハリ長引キ
ヒアリシ為メ関係者六名ニ対シ解雇ヲ申渡シタルモ他ノ女子
ハ同月十八日同組合ヲ脱退シ同廿四日左記条件ヲ以テ解決ス
（要求事項ノ経過ニ付）
一、解雇者六名ハ無条件復職
但シ解決後自発的ニ退職ス
二、公休日ハ月二回制トス
三、経営者ハ今後勤労者ノ待遇ヲ改善シ人格ヲ尊重スヘキコト